

## 新潟市職員の自家用車の公務使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、職員（市長の事務部局に属する一般職の職員及び新潟市非常勤職員要綱第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）が自家用車を公務のための旅行に使用する場合や事故が発生した場合などの取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### (自家用車の定義)

第2条 この要綱において、自家用車とは、道路運送車輌法（昭和26年法律第185号）

第2条に規定する自動車及び原動機付自転車で、職員又は生計を一にする家族が所有するもの（所有権が留保されているもの及びリース契約により使用するものを含む。）をいう。

### (自家用車の公務使用)

第3条 公用車が配置されていない職場の職員その他所属長が特に必要と認める職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、次項に定める地域に限り、自家用車を公務のための旅行（新潟市内、聖籠町、新発田市、阿賀野市、五泉市、田上町、加茂市、三条市、燕市及び弥彦村の地域に限る。）に使用することができる。

- 1) 一般の交通機関の運行状況が悪いとき。
  - 2) 多量の書類、機器等その他の物品を運搬するとき。
  - 3) 用務が早朝若しくは深夜にわたるため又は用務先が多いため一般の交通機関の利用が著しく不便なとき。
  - 4) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災市町村に派遣された職員が派遣された市町村において、一般の交通機関の利用が著しく不便であることその他やむを得ない事情があるとき。
  - 5) その他緊急やむを得ない事情があるとき。
- 2 自家用車の公務のための旅行に使用することができる地域は、新潟市内、聖籠町、新発田市、阿賀野市、五泉市、田上町、加茂市、三条市、燕市及び弥彦村に限るものとする。ただし、地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災市町村に対する職員の派遣に伴い、自家用車の公務使用による旅行をする必要が生じたときは、この限りではない。
- 3 職員は、前2項の場合において、業務上特に必要と認める場合は、他職員を同乗させることができる。
- 4 職員は、第1項及び第2項に該当する場合であっても次の各号のいずれにか該当する場合は、自家用車を公務に使用してはならない。
- 1) 公務に使用しようとする自家用車の運転免許を取得後1年を経過していないとき。
  - 2) 過去3年間において自動車又は原動機付自転車の運転により事故を起こし、罰金以上の刑に処せられてから1年を経過していないとき。
  - 3) 公務に使用しようとする自家用車の運転免許について運転免許停止処分を受けた場

合は処分の日から 1 年を経過していないとき。

- 4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条第 1 項に規定する条件附採用期間を経過していないとき。
- 5) 職員が自動車損害賠償責任保険のほかに、職員の運転が対象となる対人保険の賠償額が無制限（原動機付自転車にあっては 1 億円以上）でかつ対物保険の賠償額が 500 万円以上の任意保険契約を締結していないとき。

（手続き）

第 4 条 公務のための旅行に自家用車を使用しようとする職員は、あらかじめ所属長に使用車輌及び任意保険の締結状況等について必要な事項について届出でおかなければならぬ。また、届出事項に変更を生じたときも同様とする。

- 2 前項の届出を行なった職員が、公務のための旅行に自家用車を使用するときは、あらかじめ、旅行の都度、前条第 1 項に該当する旨の申し出を行い、旅行命令権者の承認を得なければならない。
- 3 前項において、旅行命令権者は、当該公務のための旅行に自家用車を使用することが適当でないと認めるときは、使用を承認してはならない。

（職員の責務）

第 5 条 職員は、自家用車を公務の旅行のために使用する場合には、次の各号に掲げる事項を守り、安全の確保に努めなければならない。

- 1) 所属長及び旅行命令権者の命令並びに法令の規定を遵守すること。
  - 2) 健康管理に留意し、心身の状態がすぐれないときは運転しないこと。
  - 3) 整備不良による事故などを防止するため、自家用車の整備点検を行なうこと。
- 2 所属長は、前 3 号に掲げる事項について必要な指導監督に努めなければならない。

（事故発生時の措置）

第 6 条 職員が、自家用車を公務のための旅行に使用することにより事故の当事者となつた場合は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 72 条第 1 項の規定により直ちに運転を停止して、負傷者の救護、道路における危険防止及び警察への報告など必要な措置を講じるとともに、直ちに旅行命令権者及び所属長に報告しなければならない。

（事故発生時の損害賠償）

第 7 条 職員が、自家用車を公務のための旅行に使用することにより事故の加害者となつた場合は、法令の定めるところにより、市がその損害の賠償責任を負うものとする。ただし、当該交通事故が職員の故意又は重大な過失によるときで、市が賠償の責に任じたときは、市は当該職員に対して求償権を有する。

- 2 前項の場合において、当該職員の自家用車について締結されている保険金又は共済金などを優先的に充当するものとする。
- 3 市は、職員の自家用車が破損した場合の費用については、補償しないものとする。

（職員が負傷した場合の補償）

第8条 職員が、自家用車を公務のための旅行に使用することにより事故により傷害などが生じた場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより必要な補償を行なう。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、自家用車の公務使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条第4項第5号中「対人保険の賠償額が無制限」とあるのは、平成13年3月31日までは「対人保険の賠償額が1億円以上」とする。

附 則

この要綱は平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年10月15日から施行する。